

# 第1章 移行措置の一般的留意事項

## 1 趣 旨

平成33年度からの新中学校学習指導要領に基づく教育課程の全面実施に備え、各中学校は、平成30年度、平成31年度及び平成32年度の間にも新教育課程へ円滑に移行できるよう、現行の教育課程に適切な措置を図る必要がある。このため、大阪市中学教育課程移行措置要領を作成する。

## 2 一般的留意事項

移行措置期間中における当該学年の各教科をはじめ教育活動全般の指導に当たっては、新学習指導要領の趣旨を活かして指導するように努める。

総則については、平成30年度から新学習指導要領により実施する。その際、教育基本法及び学校教育法「大阪市教育行政基本条例」並びに「大阪市立学校活性化条例」「大阪市教育委員会事務局運営方針」「大阪市教育振興基本計画」に基づき、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

- (1) 移行期間中の指導に当たっては、文部科学省告示及び通知等により、新学習指導要領の趣旨並びに現行の「大阪市中学校教育課程編成要領」を踏まえて指導するように努める。
- (2) 移行期間中の各教科等の取り扱いについては、現行の「大阪市中学校教育課程編成要領」に関わらず、平成29年文部科学省告示第94号「中学校学習指導要領の特例を定める件」による。
- (3) 教育活動を進めるに当たっては、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指す。
  - ア 基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実させるとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮する。
  - イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
  - ウ 授業づくりについての研究成果から作成した「Waku×2.com-bee（大阪市の授業のスタンダード）」を活用して、全ての教員の指導力向上を図る。
- (4) 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。その際、

総合的な学習の時間にに基づき定められる目標との関連を図る。

- (5) 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図る。
  - ア 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫する。
  - イ 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫する。
- (6) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成には、次の事項に留意する。
  - ア 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を活かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

また、これらの資質・能力の育成以外にも、各学校においては生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にするよう努める。
  - イ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を活かした教育課程の編成を図る。
- (7) 指導計画の作成等に当たり、次の事項に配慮する。
  - ア 学校の創意工夫を活かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。
  - イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- (8) 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。
- (9) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫する。
- (10) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるように工夫する。
- (11) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を活かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。
- (12) 学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努め

る。

### 3 特に配慮すべき事項

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図る。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援する。
- (2) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。
- (3) 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととする。

#### 移行措置期間中の中学校の標準授業時数について（参考）

平成 31 年度～ (平成 30 年度も可能)	中学校の標準授業時数				～平成 30 年度				
〔 改 訂 後 〕					〔 現 行 〕				
	1学年	2学年	3学年	計		1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385	国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350	社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385	数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385	理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115	音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115	美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315	保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175	技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420	外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105	道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105	特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190	総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045	合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を利用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。